

令和7（2025）年度 家庭用蓄電システム設置費補助制度のご案内

蓄電システムは、太陽光発電システム等により発電した電力や夜間電力を蓄えることにより、電力需要がピークとなる昼間の電力使用量の減少を促し、脱炭素社会の構築に貢献することができます。

池田市では、蓄電システムの普及を促進させるため、蓄電システムの設置費補助制度を実施します。

★同時設置補助金のお知らせ

家庭用蓄電システムと住宅用太陽光発電システムを同時に設置し、両補助金を同時申請された方には、家庭用蓄電システムの補助額について、通常 5 万円のところを 7 万円に増額します。

応募条件 【注意】蓄電システム設置後の申請になります。

次の項目のすべてを満たしていること

- 現に自ら居住する市内の住宅に対象システムを設置した個人、または対象システムが設置された当該住宅を購入した個人であること
- 太陽光発電システム等により発電した電力、又は夜間電力等を繰り返し蓄え、その電力を停電時や電力需要ピーク時必要に応じて活用することができること
- 対象システムは定置型の蓄電容量 1 kWh 以上の未使用品であり、日本産業規格（JIS）の認証を受けたもの又は、同等の承認を受けたものであること
- 設置に関して法令等に違反していないこと
- 市税を滞納していないこと
- 過去に家庭用蓄電システムに係る池田市の補助金の交付を受けていないこと

補助金額

対象機器 1 台あたり 50,000円

※同時設置補助金の場合、対象機器 1 台あたり 70,000円

池 田 市

募集期間

令和7（2025）年4月1日（火）～ 令和8（2026）年3月19日（木）

申請方法

《提出先》 環境政策課窓口（池田市役所6階）※持参のみ対応、郵送不可

《必要書類》 竣工検査を実施した日から起算して3ヶ月以内に、下記の書類を直接ご持参ください。

※同時設置補助金の場合、家庭用蓄電システム設置費補助金と住宅用太陽光発電システム設置費補助金の申請期限のいずれか遅い方までに、それぞれの必要書類全ての提出が必要です。ただし令和8年3月19日（木）が最終です。

- ① 池田市家庭用蓄電システム設置費補助金交付申請書兼同意書（様式第1号）
- ② 対象システムの設置費に係る領収書（交付の申請日から1年以内に交付申請者宛に発行されたもの）の写し又は支払いを証明する書類
- ③ 対象システムの設置費に係る型式や数量、単価等の内訳が明記された書類（見積書など）
- ④ 竣工検査記録書（様式第2号）
- ⑤ 対象システムが設置された住宅に係る全景のカラー写真
- ⑥ 対象システムが設置された住宅の所在地が確認できる地図
- ⑦ 対象システムの設置状態及び製造番号が確認できるカラー写真
- ⑧ 対象システムの仕様が確認できるパンフレット等
- ⑨ 設置承諾書（様式第3号）※対象システムが設置された住宅の所有権を有する者が交付申請者の他にもいる場合に限り、その人数分の提出が必要。
- ⑩ 池田市家庭用蓄電システム設置費補助金交付請求書（様式第6号）
※押印をする場合、印は①池田市家庭用蓄電システム設置費補助金交付申請書兼同意書（様式第1号）と統一してください。

※提出書類に不備がある場合は受理を致しかねますので、提出前に「提出書類チェックシート」を必ずご確認ください。

※必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。

申請前に必ずご確認ください！！

- ・補助金の交付を受けた方は、補助制度アンケートの提出が必要です。
※提出がない場合、補助金交付決定の一部又は全部を取り消し、返還を求めることがあります。
- ・交付申請後、当該申請を取り下げる場合は、交付申請取下届出書を提出してください。
- ・法定耐用期間内において、対象システムが損傷、滅失したとき、または処分しようとするときは、届出が必要となります。

＜提出書類チェックシート＞

■記入上の注意

必要書類はボールペンで漏れなく記入されていますか？（消せるボールペン等は不可）
①,⑨,⑩の申請者名欄に署名をもって記すことで押印を省略可。 ※印刷や氏名印等による記名の場合は押印が必須
誤記への訂正印は、署名欄と同一の印で行っていますか？（押印した場合に限る）

■必要書類別チェック項目

①池田市家庭用蓄電システム設置費補助金交付申請書兼同意書（様式第1号）	
書面右上の池田市受付日は未記入の状態ですか？（窓口で記入）	
竣工検査実施日は下記④の書類に記載されている実施日と一致していますか？	
対象システム設置費は税抜表記ですか？また、②の書類に記載されている内容と一致していますか？	
②対象システムの設置費に係る領収書の写し又は支払いを証明する書類	
交付の申請日から1年以内に発行されたものですか？	
交付申請者宛に発行されたものですか？	
③対象システムの設置費に係る型式や数量、単価等の内訳が明記された書類（見積書など）	
一式表記にはなっていませんか？	
内容は①の書類に記載されているものと一致していますか？	
合計額は②の書類に記載されている額と一致していますか？	
④竣工検査記録書（様式第2号）	
機材の型式等は①,③の書類に記載されている内容と一致していますか？	
誤記がある場合、検査を行った業者の印でその箇所ごとに訂正されていますか？	
⑤対象システムが設置された住宅に係る全景のカラー写真	
⑥対象システムが設置された住宅の所在地が確認できる地図	
地図上で当該住宅の位置に印が付いていますか？	
⑦対象システムの設置状態及び製造番号が確認できるカラー写真	
次の2点が確認できますか？ (1)対象システムの全景 (2)型式、製造番号等	
⑧対象システムの仕様が確認できるパンフレット等	
製造者や①③④の書類に記載されている型式が確認できるものですか？	
⑨設置承諾書（様式第3号）	
※対象システムが設置された住宅の所有権を有する者が交付申請者の他にいる場合に限る	
交付申請者以外の所有者ごとに作成されていますか？	
誤記がある場合、当該所有者の印でその箇所ごとに訂正されていますか？	
⑩池田市家庭用蓄電システム設置費補助金交付請求書（様式第6号）	
右上の日付欄及び本文中の空欄は未記入の状態ですか？	
交付請求者の住所・氏名・電話番号・印は①の書類の交付申請者と一致していますか？	
交付請求者名と口座名義人が異なる場合、委任状を作成されていますか？	

お問い合わせ

池田市 まちづくり環境部 環境政策課
(池田市役所6階)

TEL 072-754-6242

FAX 072-752-6572

E-mail kankyo@city.ikeda.osaka.jp